

基労発 0609 第 1 号

平成 23 年 6 月 9 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長

(公 印 省 略)

東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る遺族（補償）
給付支給請求書等の提出があった場合等の取扱いについて（行方不明者で
あることの調査手法関係）

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災（以下「震災」という。）による災害により行方不明となった者に係る遺族（補償）給付支給請求書等の提出があった場合等の取扱いについては、平成 23 年 5 月 2 日付け基発 0502 第 1 号「東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る遺族（補償）給付支給請求書等の提出があった場合等の取扱いについて」により指示したところであるが、その記の第 1 の 2 において別途通知としていた調査手法の詳細は下記のとおりであるので、万全を期されたい。

記

1 震災による災害により行方不明となった者の生死が震災発生日の翌日から起算して 3 ヶ月間わからない事実については、その者の戸籍謄本等により死亡届が提出されていないことを確認のうえ、次の（1）及び（2）の書類により確認すること。

（1）請求者の申立書（別添参照）

（2）（1）を補完するものとして以下に掲げる書類のいずれかの書類

① 第三者（事業主、被災労働者の同僚等）の申立書

② 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）における同様の死亡推定の特例規定を適用し、支給決定された国民

年金等の給付の支給決定通知書

- ③ 行方不明であることを理由として、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に規定する災害弔慰金の支給を受けたことがわかる書類
- ④ その他これらに準じる書類

2 震災による災害により行方不明となった者の生死が震災発生日の翌日から起算して 3 ヶ月間以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない事実については、その者の死亡に関して市町村長に提出された死亡診断書等のほか、記 1（1）及び（2）に掲げる書類により確認すること。

申立書

〇〇（請求に係る労働者の氏名を記載）は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による災害により行方不明となり、現在も生死が明らかではないことから、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 79 条の規定を適用し、労災保険給付を受給することを求めます。

なお、労災保険給付が支給決定された後に、行方不明者の生存が確認できた場合には、当該支給決定は取り消され、既支給分を返還しなければならないことを了承します。

平成 年 月 日

〇〇労働基準監督署長様

申立人 氏名 _____ 印

住 所 _____

生年月日 _____

行方不明者に関する事項 氏名 _____

住 所 _____

生年月日 _____

申立人との関係 _____

行方不明の届出等を行った日時、届出先の機関名 _____

申立書

〇〇（請求に係る労働者の氏名を記載）は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による災害により行方不明となり、後日死亡が確認されたものの、死亡時期が明らかではないことから、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 23 年法律第 40 号)第 79 条の規定を適用し、労災保険給付を受給することを求めます。

平成 年 月 日

〇〇労働基準監督署長様

申立人 氏 名 _____ 印

住 所 _____

生年月日 _____

死亡者に関する事項 氏 名 _____

住 所 _____

生年月日 _____

申立人との関係 _____